

契約書

四国コンテンツガイドライン部会（以下「甲」という。）と四国コンテンツ連携推進会議（以下「乙」という。）とは、映像制作業務の委託に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条（委託）

乙は、甲に対し、以下の映像作品（以下「本著作物」という。）の製作を委託し、甲はこれを受託した。

- タイトル：四国コンテンツストーリー
- テーマ：観光用ビデオ
- 映像種別：実写映像
- 収録時間：15分

第2条（納入）

1 甲は、乙に対し、平成20年2月25日までに、本著作物を以下の方法で納入する。

- 納入媒体：DVD
- 納入個数：1個

2 乙は、前項の納入を受けた後速やかに納入物を検査し、納入物に瑕疵がある場合や、乙の企画意図に合致しない場合は、その旨甲に通知し、当該通知を受けた甲は、速やかに乙の指示に従った対応をする。

3 乙は、納入物を、利用が終わり次第速やかに甲に返却する。

第3条（権利の帰属）

本著作物の著作権は甲に帰属する。

第4条（利用許諾）

甲は乙に対し、本著作物を下記形態で利用することを許諾する。

(1) 上映

上映場所：四国コンテンツ連携推進会議

上映期間：平成20年3月31日まで

(2) ホームページにおける掲載

サイト名：四国コンテンツ連携推進会議

掲載期間：平成20年3月31日まで

第5条（著作者人格権）

1 乙が本著作物の内容・表現又はその題号に変更を加える場合（拡大、縮小、色調の変更等も含む。）には、あらかじめ甲の承諾を必要とする。

2 乙は、本著作物を利用するに当たっては、以下のとおり著作者の表示をしなければならない。

- 四国コンテンツ

第6条（保証）

甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

第7条（対価）

乙は、甲に対し、写真撮影業務及び本著作物の利用許諾の対価、その他本契約に基づく一切の対価として、金10,000円（消費税込み）を、平成20年3月31日までに支払う。

報酬・対価に係る消費税や所得税（源泉徴収）については、支払いの相手方や報酬・対価の額等によって取り扱いが異なりますので、必要に応じ税の専門家に相談してください。

第8条（その他）

本契約に定めのない利用態様については、甲乙別途協議の上、利用の可否、対価等につき決するものとする。本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保持する。

平成__年__月__日

甲 住所

氏名

印

乙 住所